

## ○会費算定基準表

従事者数	会費月額
1人~2人	1,200円
3人~5人	1,500円
6人~10人	1,800円
11人~20人	2,400円
21人~30人	3,000円
31人~40人	4,000円
41人~50人	4,500円
51人~80人	5,500円
81人~100人	6,500円
101人~150人	8,500円
151人~200人	11,500円
201人~300人	13,500円
301人以上	17,500円
その他	60,000円

但し、(1)従事者数には、会社役員、店主、家族従業員、専従者等も含む。

(2)労働保険事務委託所は、基準表の1ランク上位を適用する。

## ○会費の納入方法

- (1) 会費の納入は商工会事務局より各会員に対して送付する「会費振込依頼書」により  
藤井寺市内のいずれかの金融機関(下記、参照)へ会員が振り込むものとする。
- (2) 会員の都合により商工会事務局へ直接または藤井寺市内の金融機関を通じて預金口  
座振替※により納入することもできる。
- (3) 会費の納入時期は年間、1期(4月~7月)、2期(8月~11月)、3期(12月~3月)とす  
る。また、会員の都合により1期から3期まで一括納入することもできる。

## ※商工会費口座振替について

取扱銀行は、藤井寺市内に支店のある銀行に限ります。

- ・三井住友銀行
- ・三菱UFJ銀行
- ・関西みらい銀行
- ・大阪シティ信用金庫
- ・農協大阪南(JA) [藤井寺支店・道明寺支店のみ]
- ・成協信用組合 [藤井寺支店のみ]

○その他

脱退、その他の理由により商工会員の資格がなくなった場合、その他いかなる理由によるも一旦納入した会費は返還しない。また、その場合において未納の会費があれば、未納分を納入して脱退しなければならない。